破産手続廃止

平成２７年（フ）第２０３号
千葉県印旛郡酒々井町下岩橋228番地14
破産者　荒川　正幸
1　決定年月日　平成28年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第３２６号
千葉県印西市原４－４　アバンドーネ原４番街　第８号棟404号、住民票上の住所千葉県印西市滝野５丁目７番５号
破産者　鈴木　典江
1　決定年月日　平成28年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第１８０１号
札幌市白石区東札幌５条４丁目３番31号
破産者　株式会社フードプロジェ
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１９１号
山形市塔の前32番地６
破産者　有限会社東部ワアクス
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第６９号
栃木県那須塩原市越堀629番地７
破産者　印南　真彦
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２８年（フ）第１号
栃木県那須郡那須町大字高久乙861番地45
破産者　柿**原**　**邦**人
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２７年（フ）第４９号
静岡県富士宮市狩宿252番地
破産者　有限会社栄土木
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第８５８号
名古屋市中区橘２丁目３番28号　ベルドミール橘１Ｆ
破産者　有限会社アクアコーポレーション
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第９９９号
名古屋市西区児玉１－５－７　メナー浄心201号室、商業登記簿上の本店所在地名古屋市西区花の木３丁目17番15号
破産者　有限会社エーケーツアーズ
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１８１４号
名古屋市熱田区三番町５番18号
破産者　有限会社マイカーホシノ
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３４９号
埼玉県蕨市南町３丁目25番11　クリーンハイツ恵比寿101
破産者　株式会社ジュエリーユウキ
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第７１８号
大阪市北区豊崎４丁目５番21号
破産者　株式会社リーダース
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３５６１号
大阪府東大阪市善根寺町５丁目２番15号
破産者　株式会社アイ
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４１４９号
大阪市鶴見区今津南１丁目２番30号、商業登記簿上の本店所在地大阪市鶴見区今津南１丁目４番32号
破産者　シミズプランニング株式会社
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４６１６号
大阪市北区浪花町13番38号　千代田ビル北館８階Ｅ号室
破産者　一般社団法人大阪府マンション管理士会
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５３１０号
大阪市住吉区苅田７丁目７番２号
破産者　株式会社香川フードサービス
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第７３号
大阪市西区北堀江１丁目５番２号
破産者　株式会社フローライフ
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１０６９号
大阪府富田林市大字須賀138番地の１
破産者　有限会社才谷家
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１０９８号
大阪府藤井寺市野中１丁目97－１
破産者　株式会社アルファホーム
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第２０２号
兵庫県伊丹市口酒井２丁目９番８号
破産者　有限会社カメイパッケージ
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第２６５号
兵庫県伊丹市鴻池６丁目22番２号
破産者　株式会社ランドエージェンシー
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２４年（フ）第２１１号
兵庫県高砂市緑丘２丁目４番８号
破産者　中務建設株式会社
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部